

令和 8 年度 新入学者の受入枠について

1. 各学校の受入可能学級数・人数について

- (1) 令和 8 年度新入学の学級編制は小学校・中学校ともに 35 人とする。義務教育学校は前期課程・後期課程それぞれ小学校・中学校に準ずる。

1 年生の学級編制は、平成 23 年度の法改正により 35 人である。また、2 年生から 6 年生の学級編制は、令和 3 年度の法改正により段階的に 35 人となり、令和 7 年度に小学校のすべての学年が 35 人となった。

7 年生の学級編制は、令和 8 年度新入学から 35 人である。また、令和 9 年度は 8 年生が 35 人、令和 10 年度は 9 年生が 35 人と段階的に 35 人学級を実施していく。

[参考資料「東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における 35 人学級の実施について（通知）」参照]

1 年生・7 年生の学校選択による希望生徒を受け入れ、新入学までの区内転居者または区外転入者による通学区域内の新入学者数の増に対応するため、当初受入は下表のとおりとする。なお、各学校とも、希望者が別表の受入可能人数を超えた場合は、通学区域外の入学希望者に対して抽選を実施する。

【小学校・義務教育学校前期課程の学級数あたりの受入可能人数】

6 学級	200 人
5 学級	165 人
4 学級	130 人
3 学級	95 人
2 学級	60 人
1 学級	30 人

【中学校・義務教育学校後期課程の学級数あたりの受入可能人数】

5 学級	160 人
4 学級	125 人
3 学級	90 人
2 学級	60 人
1 学級	30 人

- (2) 各学校の受入可能学級数・人数を別表のとおりとする。

参照 別表 1＝小学校・義務教育学校前期課程

別表 2＝中学校・義務教育学校後期課程

- (3) 通学区域内の学校に入学する場合は、受入枠を超えても全員を受け入れる。

[別表 1]

令和8年度 小学校・義務教育学校前期課程 受入可能学級数・児童数

No.	学校名	R7年度 実績		R8年度 受入可能数	
		学級数 (7.4.7)	入学者数 (7.4.7)	学級数	児童数
1	城南小学校	5	165	4	130
2	浅間台小学校	1	33	2	60
3	三木小学校	2	47	2	60
4	御殿山小学校	3	86	3	95
5	城南第二小学校	3	90	5	165
6	第一日野小学校	2	62	3	95
7	芳水小学校	4	113	4	130
8	第三日野小学校	4	122	4	130
9	第四日野小学校	3	66	3	95
10	大井第一小学校	4	132	4	130
11	鮫浜小学校	3	93	3	95
12	山中小学校	3	85	3	95
13	立会小学校	3	87	3	95
14	浜川小学校	5	165	5	165
15	伊藤小学校	3	85	3	95
16	鈴ヶ森小学校	3	105	4	130
17	台場小学校	2	57	2	60
18	京陽小学校	2	50	2	60
19	延山小学校	3	84	3	95
20	中延小学校	1	28	1	30
21	小山小学校	2	44	2	60
22	大原小学校	2	42	2	60
23	宮前小学校	2	37	2	60
24	源氏前小学校	2	58	2	60
25	第二延山小学校	3	102	3	95
26	後地小学校	3	92	3	95
27	戸越小学校	2	69	3	95
28	旗台小学校	2	50	2	60
29	上神明小学校	2	38	1	30
30	清水台小学校	1	33	2	60
31	小山台小学校	2	40	2	60
32	日野学園	3	95	3	95
33	伊藤学園	3	89	3	95
34	八潮学園	3	94	3	95
35	荏原平塚学園	3	95	3	95
36	品川学園	4	112	4	130
37	豊葉の杜学園	3	95	3	95
計		101	2,940	106	3,350

[別表 2]

令和8年度 中学校・義務教育学校後期課程 受入可能学級数・生徒数

	学校名	R7年度 実績		R8年度 受入可能数	
		学級数 (7.4.7)	入学者数 (7.4.7)	学級数	生徒数
1	東海中学校	4	119	4	125
2	大崎中学校	2	63	3	90
3	浜川中学校	4	126	4	125
4	鈴ヶ森中学校	4	137	4	125
5	富士見台中学校	3	100	3	90
6	荏原第一中学校	5	162	5	160
7	荏原第五中学校	3	98	4	125
8	荏原第六中学校	3	84	3	90
9	戸越台中学校	3	88	3	90
10	日野学園	4	126	4	125
11	伊藤学園	4	138	4	125
12	八潮学園	3	76	3	90
13	荏原平塚学園	3	115	3	90
14	品川学園	4	132	4	125
15	豊葉の杜学園	4	146	4	125
計		53	1,710	55	1,700

7 教地義第 4 6 9 号
令和 7 年 6 月 1 2 日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長
坂 本 雅 彦
(公 印 省 略)

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程
における 3 5 人学級の実施について（通知）

東京都公立中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程（以下「中学校等」という。）における 3 5 人学級の実施について、下記のとおり通知いたします。
区市町村教育委員会におかれましては、貴管下の中学校等の学級編制を適正に行うようお願いいたします。

記

1 実施内容

令和 8 年度から段階的に、中学校等において 3 5 人学級を実施

実施年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
実施学年	中 1	中 2	中 3

2 今後の予定

令和 8 年 4 月 1 日からの実施に向け、令和 7 年度末に学級編制基準を改正予定

【担当】

東京都教育庁地域教育支援部義務教育課
0 3 - 5 3 2 0 - 6 7 5 2